

〔 案 〕

キャリア形成プログラム

1 各プログラム共通の用語の定義

用語	定義
医師少数区域	山武長生夷隅、君津保健医療圏
小児科の相対的医師少数区域	東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅、君津保健医療圏
産科の相対的医師少数区域	東葛北部、香取海匝保健医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等 〔 右記の条件に当てはまる地域は「県内の千葉市以外の地域」となります。 〕	以下に掲げる区域を示す ・ 医師少数区域 ・ 地域医療の確保及び修学資金貸付制度利用者におけるキャリア形成支援の観点から、医師の派遣が必要と認められる保健医療圏 (東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、安房、市原保健医療圏)
各保健医療圏	下表のとおり
臨床研修病院群	県内の基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムに沿って勤務する医療機関等

【注意】

- ・ 区域や医療機関群については、医師少数区域の変更や、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。
- ・ ただし、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

2 保健医療圏の構成市町村

保健医療圏	構成市町村
千 葉	千葉市
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印 旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
安 房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市 原	市原市

3 猶予について

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。

貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援や、それぞれのライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を追加することができます。

猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間 1）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間 2 又は 3）に区分されます。

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間 1	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予 3 に該当しない 県外勤務 ^{※1} 等	4 年
申請 により 加算 ^{※2}	猶予期間 2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由 により業務に従事できないと認められる 場合	事情に応じて 期間を設定
	猶予期間 3	専門医取得のための特定病院以外での 勤務（専門研修プログラムの基幹施設が 県内の医療機関である場合に限り）	基本領域取得 に必要な最低 限の期間

※1 やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間 1」が適用されます。

※2 「猶予期間 2」及び「猶予期間 3」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

【注意】

- ・ 返還免除要件に沿った勤務期間の算定は、1 月に満たない場合は 1 月とみなすため、正当な理由がある期間が 1 月未満の場合は、猶予加算の対象とはなりません。
- ・ 休業等から復職する日が申請時点の予定を繰り上げた場合などは、当該年度の医師業務従事期間証明書の提出により状況を確認し、加算期間を短縮します。

(1) 猶予期間 2 の具体的な要件及び期間

ア ライフプランや疾病

原則として、千葉県職員の規定等において休業等として認められる期間を限度に、猶予期間を加算します。ただし、雇用されている医療機関において休業等として認められた期間が県職員の規定の期間を超える場合は、当該医療機関の規定により、期間を設定します。

区分	理 由	猶予期間の上限
休業 離職	疾 病	精神疾患等は 3 年 6 月、それ以外は 3 年 3 月
	出 産	産前産後 8 週
	育 児	子が 3 歳に達するまで
	看 護 (介護含む)	要看護者 1 人につき 3 年（要看護者の状態が 2 週間以上継続すること等の要件あり）
短時間 勤務	疾 病 看 護 (介護含む)	上記と同様の期間内に、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（1 年ごとに就業時間数を常勤換算し、1 年間との差を猶予加算）
	育 児	子が小学校就学前までに、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（1 年ごとに就業時間数を常勤換算し、1 年間との差を猶予加算）

イ その他

理由	猶予期間
新プログラムの地域A群（旧プログラムの場合は、地域の病院）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していないが、非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向があり、地域A群に該当しない県内病院を主な勤務先としている場合	地域A群を除く県内の医療機関における勤務期間（1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算）
新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途がたたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合	県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始するまでの期間

《参考》新プログラムの地域A群の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していない例

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
勤務状況等	臨床研修 2年		千葉市内の病院 県内病院群 3年			地域B群 週4日 ここまでで 2年分履行		理由を問わない猶予 4年分				申請により 猶予期間を加算			
						地域A群 週1日 2年分を履行するには10年かかる									

（2）猶予期間3の具体的な要件

ア 日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

基本領域（1領域）の専門医取得に必要な最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

イ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

専門医（1つ）の取得に必要な期間、特定病院でない、県内の病院に勤務する場合。ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間を上限とする。

4 各プログラムの内容

(1) キャリア形成プログラム【新プログラム】

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
地域 A 群	2 年以上	2 年以上	2 年以上
地域 B 群	地域 A 群と通算して 4 年以上	地域 A 群と通算して 3.5 年以上	地域 A 群と通算して 3 年以上
県内病院群	地域 A 群・B 群と通算して 7 年	地域 A 群・B 群と通算して 5.5 年	地域 A 群・B 群と通算して 4 年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
地域 A 群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院 （香 取 市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター （多 古 町）国保多古中央病院 （東 庄 町）東庄町国民健康保険東庄病院 （鉾 子 市）鉾子市立病院 （匝 瑳 市）国保匝瑳市民病院 （南房総市）南房総市立富山国保病院 （鋸 南 町）鋸南町国民健康保険鋸南病院 （鴨 川 市）鴨川市立国保病院 （市 原 市）千葉県循環器病センター
地域 B 群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（地域 A 群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内病院群	① 県内の病院（地域 A 群及び地域 B 群の病院を除く） ② 地域 B 群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

(2) キャリア形成プログラム【旧プログラム】

平成28年度までに新規貸付を受けた方と、平成29年度に新規貸付を受けた県内出身の方が選択できるプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
地域の病院群	3年以上	2.5年以上	2年以上
専門研修プログラムを有する県内病院群	地域の病院群と通算して7年	地域の病院群と通算して5.5年	地域の病院群と通算して4年

※ 県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
地域の病院群	① 新プログラムの地域A群の医療機関 ② 以下に掲げる3つの病院 千葉県桜木園(千葉市)、船橋市立リハビリテーション病院(船橋市)、柏市立柏病院(柏市)
専門研修プログラムを有する県内病院群	① 専門(後期)研修プログラムを有する県内病院 専門医を取得するなどのキャリアアップを図るための勤務先を指します。 なお、必ずしも専攻医として勤務する必要はありません。 ② 県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所(専攻医等の勤務に限定) 当該診療所が策定した新プログラムの診療科別コースを基本として、旧プログラムの条件に合わせて作成したキャリア形成プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限ります。

(3) キャリア形成プログラム【政策医療分野プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
政策医療分野群	7 年	5.5 年	4 年
ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。			

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要がある。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	① 産科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務すること。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ② 新生児科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（新生児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務すること。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ③ 救急科 以下のいずれかの医療機関で、救急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も救急医として勤務すること。 ・ 県内の救命救急センターに指定されている病院 ・ 県内の救急基幹センターに位置付けられている病院
政策医療分野群以外の医療機関群	① 県内の病院（政策医療分野群の病院を除く） ② 選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの研修施設である県内の診療所

（４）キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
診療支援部門群	7 年	5.5 年	4 年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要がある。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
診療支援部門群	① 放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設において、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。
	② 病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の病理専門研修プログラムの研修施設において、病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。
	③ 臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設において、臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

本制度の趣旨は地域A群における勤務であり、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることになります。

《参考》診療科別コース設定の条件

診療科別コースを設定する医療機関に対して、県が依頼している事項は次のとおりです。

（以下、抜粋）

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群と関係構築に努め、次の事項に配慮すること。

ア 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。

イ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）を行うこと。

(5) キャリア形成プログラム【小児科プログラム】

小児科を標榜している医療機関において、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
小児 A 群	2 年以上	2 年以上	2 年以上
小児 B 群	小児 A 群と通算して 4 年以上	小児 A 群と通算して 3.5 年以上	小児 A 群と通算して 3 年以上
県内小児病院群	小児 A 群・B 群と通算して 7 年	小児 A 群・B 群と通算して 5.5 年	小児 A 群・B 群と通算して 4 年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
小児 A 群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域 A 群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
小児 B 群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（小児 A 群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内小児病院群	① 県内の病院（小児 A 群及び小児 B 群の病院を除く） ② 小児 B 群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

（６）キャリア形成プログラム【産科プログラム】

分娩を取扱っている医療機関において、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も分娩取扱医師として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
産科 A 群	2 年以上	2 年以上	2 年以上
産科 B 群	産科 A 群と通算して 4 年以上	産科 A 群と通算して 3.5 年以上	産科 A 群と通算して 3 年以上
県内産科病院群	産科 A 群・B 群と通算して 7 年	産科 A 群・B 群と通算して 5.5 年	産科 A 群・B 群と通算して 4 年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
産科 A 群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域 A 群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
産科 B 群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（小児 A 群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内産科病院群	① 県内の病院（産科 A 群及び産科 B 群の病院を除く） ② 産科 B 群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

5 キャリア形成プログラムの改正履歴

平成30年3月30日	キャリア形成プログラム策定 (新プログラム・旧プログラム)
令和2年1月20日	新プログラム・旧プログラム改正 政策医療分野プログラム策定
令和2年3月31日	新プログラム・旧プログラム改正
令和4年3月31日	診療支援部門プログラム策定
令和5年4月18日	キャリア形成プログラム改正 (猶予)
令和5年10月30日	キャリア形成プログラム改正 (県外臨床研修)
令和6年4月1日	キャリア形成プログラム改正 (地域A群)
令和7年4月1日	小児科プログラム・産科プログラム策定